

要援護者の個別避難計画を作成するための個人情報の取扱いに関する協定書

大阪市（淀川区役所）（以下「甲」という。）と神津地域活動協議会（以下「乙」という。）は、個別避難計画を作成するにあたり、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生時にひとりでは避難することが困難な方（以下「要援護者」という。）に対する地域の個別避難計画作成等の支援活動（以下「支援活動」という。）にあたり、甲から乙に提供する個人情報及び乙が支援活動を行ううえで収集した個人情報（以下「要援護者の個人情報」という。）の取扱い等について必要な事項を定めることを目的とする。

（地域への個人情報の提供）

第2条 甲は、避難行動要支援者名簿（以下「支援者名簿」という。）に記載されている要援護者の情報について、乙の活動範囲に居住する要援護者の個人情報を記載した地域提供用リストを乙に提供する。

2 前項の規定により提供する個人情報は、淀川区に居住する者で支援活動のために個人情報を外部に提供することに同意があったものに限る。

3 第1項及び第2項で定めた地域提供用リストについては、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業で使用している要援護者名簿を使用する。

（要援護者の範囲）

第3条 前条で定めるもののほか、地域提供用リストに掲載はないが、乙が支援活動の中で独自に個別避難計画を作成したものを要援護者の範囲に加えることとする。

（個人情報の管理）

第4条 乙は、要援護者の個人情報について、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号 令和三年法律第三十六号による改正）第49条の13項及び第49条の17並びに大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、この協定書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、個人情報を適正に管理しなければならない。

2 乙は、前項に規定する体制の整備として、乙における個人情報の取扱いを総括する

管理責任者並びに、支援活動に携わる者を定めなければならない。なお、支援活動に携わる者は地域活動協議会の構成団体に属していることを条件とし、支援活動に携わる者として定められた時点で、乙は支援活動に携わる者に本協定を遵守させなければならない。

3 乙は、支援活動に携わる者に交付する場合を除き、地域提供用のリストを複製してはならない。

4 乙は、支援活動に携わる者について、第1項の規定を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、個別避難計画作成などの支援活動の際の要援護者名簿の使用並びに、地域の避難訓練などの防災活動の際に個別避難計画を使用するとき以外は、要援護者の個人情報、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

6 乙は、要援護者の個人情報を他人に漏らしてはならない。乙の構成員を退いた後又は協定が終了した後も、同様とする。

(事故等の報告)

第5条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、その事故の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、前項の事故が、以降の活動の円滑な進行を妨げ、又は個人情報の二次被害の恐れがあると判断したときは、乙に対して、要援護者の個人情報の利用を中止させることができる。なお、利用の中止期間は甲が指示するまでとする。

(個人情報の収集の制限)

第6条 乙は、支援活動のために要援護者の個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は、要援護者の個人情報を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(区役所への個人情報の提供)

第8条 乙は、支援活動を行ううえで収集した個人情報について、甲からの求めに応じ、提供に協力するものとする。

2 乙が甲に対して提供する前項の個人情報は本人同意があるものに限る。

3 甲は、前項の規定により提供を受けた個人情報について、条例の規定に基づき事務の目的の達成の範囲において適正に管理するものとする。

(本協定の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、本協定を解除し、甲から提供を受けた個人情報の返還及び支援活動を行ううえで作成した乙の保有する個別避難計画(甲への情報提供につき本人同意があるものに限る。)の提出を求めることができる。

- (1) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (2) 個人情報の取扱いについて不正又は不適正な行為があったとき。
- (3) 本協定に基づく甲の指示に正当な理由なく従わないとき。
- (4) 前各号のほか本協定に違反したとき。

(個人情報の返還)

第10条 乙は、前条の規定により甲から個人情報の返還を求められたとき又は協定が終了したときは、直ちに甲から提供を受けた個人情報を返還しなければならない。

(個別避難計画の作成)

第11条 個別避難計画に記入が必要な項目は、要援護者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等の連絡先、避難等支援を必要とする理由、避難場所、避難経路・注意点、並びに避難支援等実施者の氏名、住所又は所在地及び連絡先とし、上記以外の項目については該当する場合に記入することとする。

2 本協定を遵守し作成した個別避難計画を4部作成し、正本は乙、副本は甲、要援護者及び支援活動に携わる者がそれぞれ所有するものとする。

3 前項の副本は複写機を使用し作成することも可能とする。

4 第1項及び第2項の個別避難計画書提出があったときは、甲は乙に対し、様式1の受理書を交付する。

(有効期限)

第 12 条 本協定の有効期限は、本協定締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期限が満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期限は、有効期限が満了する日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 前項に規定する申出は、書面により行うものとする。

(補足)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名もしくは記名捺印のうえ、各自 1 通を作成する。

令和 5 年 12 月 21 日

甲 大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号
大阪市
協定締結担当者 淀川区長

乙 大阪市淀川区十三元今里 2 丁目 2 番 4 5 号
神津地域活動協議会
会長